

# にかほ市 結婚新生活支援事業

令和6年度



にかほ市マスコット  
「にかほっぺん」

ご結婚おめでとうございます！

にかほ市で結婚新生活をスタートさせる新婚世帯について、  
新居の取得費用・家賃・住宅リフォーム費用・引越費用などを補助します。

## ◆対象となる新婚世帯◆ ※次の条件を全て満たすこと

婚姻日：令和6年1月1日から令和7年3月31日まで

年齢：夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

所得：夫婦の合計所得が500万円未満

住所：夫婦の少なくとも一方がにかほ市に住所があること  
当該住所が、申請する住宅の所在地であること

その他：過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

夫婦ともに市税の滞納がないこと

公的制度による家賃補助を受けていないこと

申請日より2年以上継続してにかほ市に居住する意志があること

## ◆補助額上限◆

婚姻日時点の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合 … 60万円

婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下の場合 … 30万円

## 申請期間

令和6年7月1日  
から  
令和7年3月31日  
まで

申請希望の場合、  
事前にご相談  
ください

【事前相談・お問い合わせ先】

にかほ市総合政策課 連携推進班（にかほ市象潟町字浜ノ田1 象潟庁舎内）

TEL:0184-43-7510 MAIL:seisaku@city.nikaho.lg.jp

## 対象経費

### 【対象となるもの】

住宅取得費用（新築、中古住宅）の取得費用  
住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）  
住宅リフォーム費用  
引越費用

### 【対象とならないもの】

土地の取得費用、住宅ローン手数料、駐車場使用料、倉庫・車庫・外構等工事費用、レンタカー代、自家用車による引越費用

## 申請に必要な書類

### 【共通の提出書類】（全員提出）

- ①にかほ市結婚新生活支援事業費補助金申請書
- ②戸籍謄本または婚姻届出受理証明書 ※
- ③住民票の写し ※
- ④夫婦それぞれの所得証明 ※
- ⑤夫婦それぞれの納税証明書 ※
- ⑥夫婦それぞれの住宅手当支給証明書
- ⑦誓約書

### 【該当する場合の提出書類】

- ⑧（貸与型奨学金を返還している場合）貸与型奨学金返還証明書
- ⑨（住宅購入の場合）当該住宅の売買契約書及び領収書の写し
- ⑩（住宅を賃借した場合）当該賃貸住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ⑪（住宅リフォームをした場合）工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し
- ⑫（引っ越しの場合）引越費用の支払内訳が分かる書類

## 申請の流れ

申請者

①費用の支払い

業者

不動産、工事業者  
引越・運送等

### 【申請前の確認】

- 1.住宅の購入または賃借
  - 2.住宅のリフォーム
  - 3.引越し
- 1～3のいずれかに係る支払いが済み、当該住宅に住民票があること

②交付申請書等の提出

にかほ市

③交付決定通知書送付 ④指定口座への助成金交付

### 【注意事項】

- ・申請を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・婚姻後、申請対象となる住居等に住民票を移し、なおかつ対象経費の支払いが済んでからでないと申請できません。



👉👉詳しくはにかほ市ホームページをご覧ください。  
申請書等をホームページからダウンロード可能です。

🔍にかほ市 結婚新生活 検索

Click!!

にかほ市マスコット  
「にかほっぺん」



にかほ市マスコット  
「にかほっぺん」

※発行には所定の手数料がかかります。

### ■対象支払期間■

令和6年4月1日から  
令和7年3月31日までの間に  
支払った費用  
※ただし、婚姻年度内に上限金額に達しなかった場合は、翌年度に継続補助できる場合があります。